

市からの連絡帳

税・届け出

軽自動車税納税通知書を発送

平成28年度の軽自動車税納税通知書は、5月2日(月)に発送する予定です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡した場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払戻しはありません。

□**障害者手帳をお持ちの方などへの減免**
一定の要件の下に軽自動車税を減免します。納期限日までに申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

※平成28年度は一部の車両を除き税額が変更されます。詳細は市報3月15日号をご覧ください。

◆市民税課 田 (☎042-460-9826)

西東京市民カードは破損などの理由で交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が低く割れやすくなっています。このカードをお持ちの方は引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)・各出張所へお持ちください。

持 ●対象の西東京市民カード

●来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証など)
※代理人による申請の場合は委任状が必要
※カード表面の8桁の番号が判別できない場合は、お問い合わせください。

◆市民課 田 (☎042-460-9820)

田 (☎042-438-4020)

福祉

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者対象)の申請受付は5月から

支給対象と思われる方には5月上旬に申請書を発送します。

対 平成27年度の市民税(均等割)が非課税で、平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
※詳細は、市報5月1日号に掲載予定

◆臨時福祉給付金担当 田 (☎042-497-4976)

難病の方も障害福祉サービスなどを利用できます

平成27年7月に障害福祉サービスなどの支給対象となる難病が332疾病に拡大されました。これらの疾病に罹患し障害のある方は、障害者手帳の有無にかかわらず、所定の手続きを経て必要と認められた障害福祉サービス(ホームヘルプ、ショートステイ、呼吸器の給付など)を利用できます。詳細は市報をご覧ください。

◆障害福祉課 保 (☎042-438-4034)

子育て

ひとり親家庭対象就職と生活安定のための給付金

◆自立支援教育訓練給付金

対 児童扶養手当の受給者などで、介護職員初任者研修・ケアマネージャー・福祉住環境コーディネーター・パソコン講座・医療事務資格などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方

□**給付額** 受講に要した費用(入学料および授業料)の6割(12,001円~20万円)を

受講後に支給

◆**高等職業訓練促進給付金**など

対 児童扶養手当の受給者などで、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師などの資格(修業年限1年以上)の取得が見込まれる方

□**給付額(月額)** 市民税非課税…10万円、課税…7万500円

※給付期間は上限3年間

※いずれも事前の相談などが必要です。詳細は、お問い合わせください。

◆**子育て支援課** 保 (☎042-460-9840)

くらし

スポーツ振興事業補助金

スポーツの各種競技大会出場に伴う経費の一部を補助します。

※一部補助要件が変更されました。

対 競技大会に出場する市内在住の方または市内に活動の本拠がある団体

□**対象競技大会** 国際大会のほか、国・地方公共団体などが主催または共催する全国大会または関東大会で、地域の予選大会を経て出場する大会

申 競技大会に出場した日の翌日から1カ月以内に、所定の申請書でスポーツ振興課(保谷庁舎3階)へ

◆**スポーツ振興課** 保 (☎042-438-4081)

省エネ設備などの設置費用を助成

地球温暖化対策推進のため、省エネルギー設備などの設置費用の一部を助成します。

□**助成対象設備**

- 節水節湯水栓(一般家庭向け)
- 直管型LED照明器具(集合住宅の共有部分)
- 節水型トイレ(中小企業者など向け)

※同一の住宅などにつき1回・いずれか1種類まで

※詳細は、市報5月15日号に掲載予定

◆**環境保全課** (☎042-438-4042)

防犯活動団体にご登録を

市では市内で防犯活動を行う登録団体に対して、防犯活動経費(防犯資器材等購入費)の2分の1を交付しています。

対 次の全てに該当する団体

- 5人以上で組織する団体で役員があり、会則・規約などを定めている
 - 団体構成員の8割以上が市内在住
- ◆**危機管理室** 保 (☎042-438-4010)

東日本大震災による避難者への水道料金・下水道料金の減免期間の延長

下記のとおり減免期間を延長します。既に減免中の方は再申請不要です。

対 都営水道の給水区域(水道)・市内(下水道)の居住者のうち、①東日本大震災により居住困難となった被災者 ②福島第一・第二原子力発電所周辺の避難指示地域からの避難者(親族宅などへ入居している方は当該住宅の給水契約者)

□**延長期間** 平成29年3月31日まで

申 ●都営住宅など東京都があっせんする住宅の入居者…申請不要

●そのほか…全国避難者情報システムに登録している方には、東京都から避難先に申請書などが郵送されます。

※詳細は申請書をご覧ください。お問い合わせください。

問 東京都水道局多摩お客さまセンター (☎0570-091-101または☎042-548-5110)

◆**下水道課** 保 (☎042-438-4058)

平成28・29年度

東京都後期高齢者医療保険 ~保険料率などが変わります~

◆平成28・29年度保険料

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めます。平成28・29年度(4月1日~平成30年3月31日)の保険料率は、平成28年1月の広域連合議会において下表のとおり改定されることが決定しました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

賦課項目	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	4万2,200円	4万2,400円
所得割率	8.98%	9.07%
年間保険料限度額	57万円	57万円(変更なし)

※保険料率や金額は、原則東京都内で均一



保険料の決め方

東京都後期高齢者医療保険料(限度額57万円) = 均等割額(被保険者1人当たり4万2,400円) + 所得割額(賦課のもととなる所得金額* × 所得割率 9.07%)

※賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)
※年度の途中で75歳になった方などは、その月から月割りで保険料を計算します。

保険料決定通知書は7月に送付

平成27年中(1月1日~12月31日)の所得を基に計算された平成28年度の保険料決定通知書は7月中旬に送付します。その際、通知書に記載されている納付方法(公的年金から引き落とされる「特別徴収」か、納付書や口座振替により納めていただく「普通徴収」か)をご確認ください。

なお4月の年金から平成28年度の保険料が引かれている方は、平成26年中の所得に基づき、仮の金額で徴収されています。

所得に応じて保険料を軽減

※軽減には、確定申告をはじめ所得の申告などが必要です。

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を基に、均等割額が軽減されます。

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下、かつ、そのほかの所得がない	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (26万5,000円 × 被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上(平成28年1月1日現在)の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円(高齢者特別控除額)は所得割額の計算では適用されません。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」を基に所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
ア※ 15万円以下	100%
イ※ 20万円以下	75%
ウ 58万円以下	50%

※ア・イは、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減された額となり、所得割額は掛かりません。



保険制度の詳細は、東京都後期高齢者医療広域連合HP「東京いきいきネット」またはお問い合わせセンター(☎0570-086-519 ※平日午前9時~午後5時)へ

◆**保険年金課** 田 (☎042-460-9823)